

# 実定法の論理構成

千葉大学  
多賀谷一照

# 構成

- 法令の構造
- 法令の作成・改正
  - 溶けこましと復元
- 終りに

# 法令の構造

- 法律の総数
  - － 約1900
    - 政省令 約5500
  - － うち、7-8割 各種行政法規
- 行政法規
  - － 組織法
    - 国家行政組織法、地方自治法
      - － 財務省設置法 等々
      - － 「一を設置する」「一室を置く」
    - 行政計画法
  - － 作用法
    - 建築基準法、風俗営業等取締法
    - 食品衛生法、銃砲刀剣類取締法

## 国家行政組織法

(昭和二十三年七月十日法律第二百十号)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

第四条 前条の国の行政機関の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、別に法律でこれを定める。

(行政機関の長)

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、[内閣法](#) (昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

- 2 各省大臣は、国务大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、内閣総理大臣が、自らこれに当ることを妨げない。

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

# 作用法

- 規制規範と根拠規範
- 規制規範
  - 公害規制法、補助金適正化法
  - (行政法以外)
    - 刑法、憲法の基本的な人権規定
- 根拠規範
  - 行政機関の活動根拠に関する法律
    - 各種許可制に関する法律(資格付与を含む)
    - 取締法制

# 規制規範

- 実体的規制規定
  - 禁止される事項の明記
  - 要件の定義、解釈
  - 例外として規制されない場合(但し書き)
- 罰則による規制
- 行政的規制
  - 監督処分、撤回など
  - 手続的規制規定

## 補助金適正化法

### 第11条(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- ① 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(略)をしてはならない。
- ② 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(略)をしてはならない。

# 罰則

- 第29条（補助金適正化法）
  - － ① 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - － ② 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。
- 罰則
  - － 基本原則
    - 刑法総則
  - － 個別の刑罰
    - 刑法各論
      - － 殺人、傷害等々の自然犯
    - 行政作用法毎の罰則規定

# 根拠規範

- 職権による行為
  - 職権発動の要件
    - 建築基準法
    - 警察官職務執行法
    - 食品衛生法
      - 監督権限の行使
- 申請に対する応答
  - 申請資格要件
  - 審査要件

# 建築基準法第九条

- 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- (主体)
  - 特定行政庁は、
- (要件)
  - 建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、
- (相手方)
  - 当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、
- (処分)
  - 当該工事の施工の停止を命じ、
  - 又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# 不利益処分と処分基準

- 処分要件
  - － 法令上の要件
  - － 行政部内で定める処分基準(ガイドライン)
- 行政手続法第12条
  - － 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
  - － (努力義務)
  - － 2. 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
  - － ある県での職員懲戒処分基準
    - 1 飲酒運転
      - (1) 飲酒運転による事故等
      - ア 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた教職員は、免職とする。
      - イ 酒酔い運転又は酒気帯び運転で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員は、免職とする。
      - ウ ア、イ以外で酒酔い運転又は酒気帯び運転をした教職員は、免職とする。
      - ただし、酒気帯び運転をした教職員について、一定の情状が認められるときは、停職とする場合がある。

# 申請に対する応答

- 欠格要件の法定
  - 欠格要件に該当しない限り許可
- 積極要件
  - 積極要件に該当する場合に許可(特許)

# 欠格要件

## 道路運送事業法

第7条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可ををしてはならない。

1. 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していない者であるとき。
2. 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者(略)であるとき。
3. 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前2号の一に該当する者であるとき。
4. 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。

# 積極要件

- 免許基準

- 第6条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 1. 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 2. 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 3. 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

- 政令による具体化

- 手続き規定

# 免許(許可基準)

- 但し書き
  - 例外設定
  - 補助金適正化法
    - 第27条(適用除外)
    - 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。
- 定義規定による画定
  - すそ切り(一定規模以上)

# ばい煙施設

この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

一ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。

二水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉

原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。

# 定義

(定義等)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

# 文中定義

(計画変更命令等)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準(第三条第一項の排出基準(同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。)をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

## 審査基準(行政手続法)

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

# 申請電子化と 介在ビジネスの電子化

- 介在・代行ビジネス
  - － 司法書士、
    - 登記関係
  - － 行政書士
    - 外国人関係、車両登録、建設業関係
  - － 社会保険労務士
    - 企業の社会保険、労働保険関係の手続き
  - － 税理士
    - 納税申告
- 申請業務の電子化
  - － 既存「士」による電子的サービス
  - － 介在ビジネスのソフト化
    - 申請ソフトの提供

# 法令の作成・改正

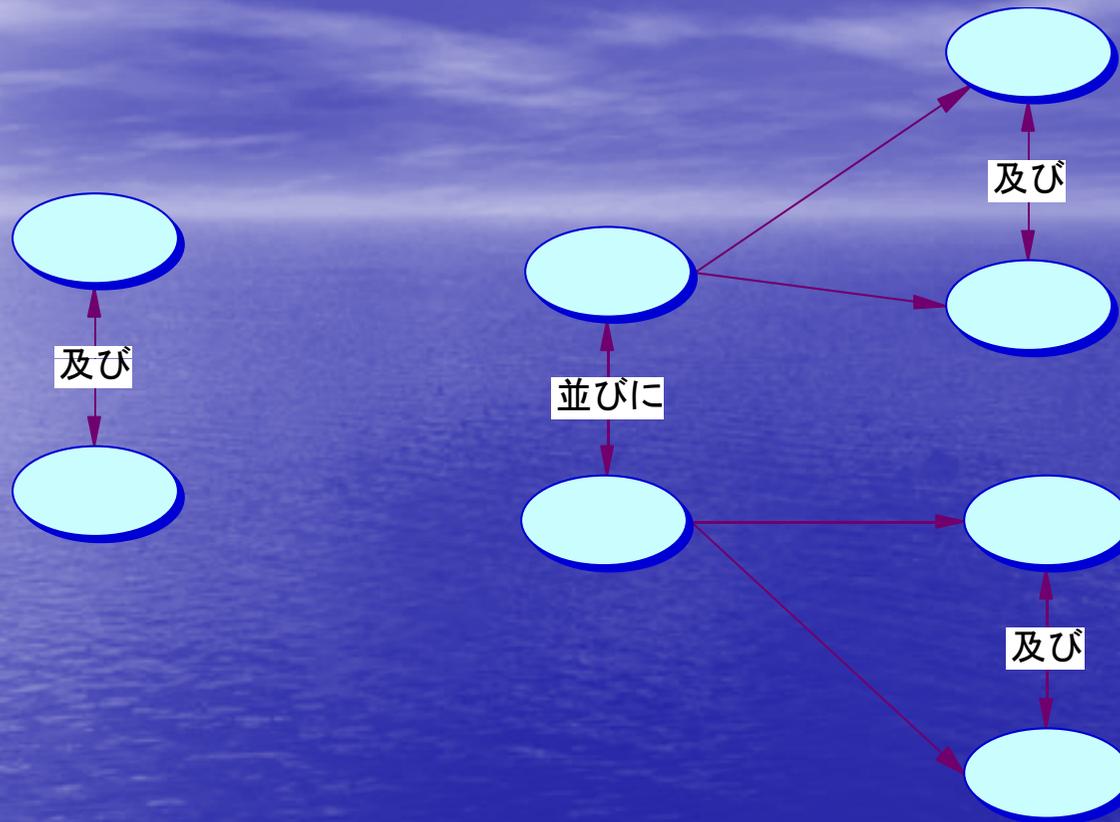
# 法令の作成ルール

## 章節だて

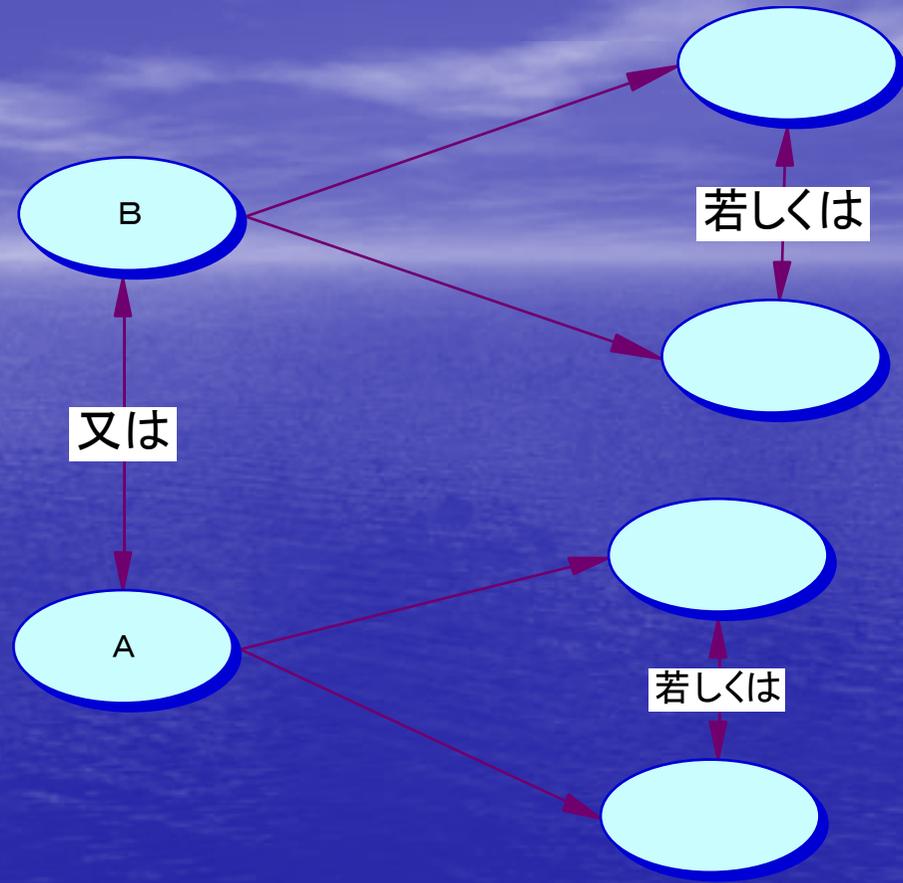
- 本則
  - 章
    - 節
      - 款
        - ❖ 目
- 条文
  - 項( ①、②、③、、 )
    - 号(漢数字)
- 枝葉条文
  - \*\*条の2、\*\*条の3
  - 既存の条文を動かさない(地方自治法245条以下)

# 法令の作成ルール

- 用語に関するルール
- 「することができる」と「するものとする」
- 「およびに」と「並びに」
  - 単純並列
    - 「およびに」
  - 複合並列(2段階以上)
    - (メタ階層)「並びに」←「およびに」
  - 「、」の利用
- 「又は」「若しくは」
  - 単純選択
    - 「又は」
  - 複合選択
    - (メタ階層)「又は」←「若しくは」



○、○、○及び○



○、○又は○

# 条文見出し

- 昭和24年以前の法律
  - 見出しなし(例 日本国憲法)
  - 法令集の出版社による独自見出し
  - 24年以降
    - 条文単位で見出しをつける

# ルールの在り方

- 統一的ルール？
  - 従前の法律と最近の法律
- 用語の用い方
  - 片仮名の用語
- 改正法の形での法律
  - 従来用法に縛られる

# 部分修正主義

- 条文の改正
  - 条文の追加(枝葉条文)
  - 条文の一部修正
- 官報
  - 部分的な修正のみ
  - 原本
    - 官報で公布される個別の条文
    - PDFで提供
- 全体としての法典
  - 民間の出版社が独自に作成
  - とけこまし文
    - 非公式なもの

# 法令改正

- 三点セット(国会提出される政府法案)
  - 新旧対照表
  - 改正条文
  - 改正の概要

# 放送法案

## 第七節 財務及び会計

第三十六条の次に次の一条を加える。

(企業会計原則)

第三十六条の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十八条第一項中「監事」を「監査委員会」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条第二項中「監事」を「監査委員会」に改める。

第三十九条第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項第二号及び第三項」に改め、「については」の下に「総務省令で定めるところにより」を、「区分し、」の下に「それぞれ」を加える。

第七節 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 (略)

(事業年度)

第三十六条 (同上)

(企業会計原則)

第三十六条の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(業務報告書の提出等)

第三十八条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

(業務報告書の提出等)

第三十八条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後二箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 (略)

(支出の制限等)

第三十九条 (略)

2 協会は、第九條第三項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 (同上)

(支出の制限等)

第三十九条 (同上)

2 協会は、第九條第三項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

# 準用・読み換え規定

- 浄化槽法

- 第四十六条の二 第四十三条の二の規定は第四十六条第四項の規定による指定について、第四十三条の三から第四十三条の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三条の十八の規定は第四十五条第一項第二号の規定による指定について、第四十三条の十九から第四十三条の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。
- この場合において、第四十三条の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、第四十三条の七第一項及び第四十三条の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三条の十五及び第四十三条の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三条の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(浄化槽管理士試験に係る指定試験機関等に関する読替え)

第二条 [法第四十六条の二](#)の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十三条の二第一項	試験事務	第四十六条第四項に規定する試験事務(以下「試験事務」という。)
第四十三条の二第二項	前条第四項	第四十六条第四項
第四十三条の二第三項第三号及び第四十三条の十六第三号	第四十三条の十二	第四十六条の二において準用する第四十三条の十二
第四十三条の二第三項第四号ロ	<a href="#">次条第二項</a>	第四十六条の二において準用する <a href="#">次条第二項</a>
第四十三条の三第二項及び第四十三条の十二第二項第四号	第四十三条の五第一項	第四十六条の二において準用する第四十三条の五第一項
第四十三条の四第一項及び第四十三条の十六第一号	第四十三条第四項	第四十六条第四項
第四十三条の六第一項	第四十三条の八第一項	第四十六条の二において準用する第四十三条の八第一項

## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第四項の規定は、公布の日から施行する。

(ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止)

- 2 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この法律の施行の際現に旧法第十二条の規定による実施の制限を受けている者についての第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条中「その届出を受理した日」とあるのは「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出を受理した日」と(略)する。
- 4
- 5
- 6 この法律の施行の際現に旧法第二十三条第一項の規定によつて委嘱されている仲介員候補者又は同法第二十四条第一項の規定によつて指定されている仲介員は、それぞれ、第二十三条第一項の規定によつて委嘱され、又は第二十四条第一項の規定によつて指定されたものとみなす。

# 法令の溶け込み

- ある時点の法令 A
  - － 改正(1)
    - 官報に公示
    - 改正部分の溶けこまし
- 溶け込ました法令 B
  - － 改正(2)
    - 官報に公示
    - 改正部分のBへの溶けこまし
- 溶け込ました法令 C
  - － 改正(3)
    - 官報に公示
    - 改正部分のCへの溶けこまし
- 溶け込ました法令D

# 復元

- 現行法令D
  - 直近の改正(3)部分を元に戻す
- 法令Cの復元
  - 改正(2)により、法令Cを加工
- 法令Bの復元
  - 改正(1)により、法令Bを加工
- ある時点の法令Aを復元

# 法律の外延

- 地方自治体の規定
  - 条例
  - 規則
- 法律と政省令
  - 法令
    - 法律と命令(政省令)

# 条例と規則

- 条例
  - 地方議会
- 規則・規程
  - 首長(知事、市長)、教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会等
- 地方自治体の数
  - 合併前 約3300
  - 合併後 約1800
- 広域組合
  - 一部事務組合の規定集
  - 消防組合等々
  - 数千

# 規定集

- 自治体毎の規定集
  - 紙の媒体
    - 加除式
  - 電子的規定集
    - 自治体毎にホームページ等で公開
    - 標準化？
  - 合併と条例の見直し
    - 複数ある自治体が一緒になった場合の、条例の見直し

# 政令、省令との委任関係

- 関係法令
  - 根拠法律と受任政省令
    - タグジャンプ
    - 対応関係のずれ
  - 規制法令との関係
  - 条例
    - 条例で委任している場合
      - 自治体毎の条例

# 法律と政省令、規則等との対応関係

- 通達、規則などとの関係
  - 全体的法令集の限界
- 個別分野ごと法令集
  
- 毎年刊行

# 法令データベースの更新

- 毎年の法改正
  - その都度更新する必要
- 法改正と公布時点
  - 数ヶ月後？
- 法律改正に伴う政省令の改正
  - タイムラグ

A wide-angle photograph of a calm, deep blue ocean stretching to the horizon. The sky is a lighter shade of blue with wispy, white clouds. The water's surface shows gentle ripples and a slight reflection of the sky. The overall mood is serene and expansive.

おわりに

# 法令の適用過程

- 事実の認定、申請の受理
- 関係する法令の選択
- 関係する事例・判例の検索
  - 判例・事例の検索システム
  - 意味検索、絞り込み作業
- 法令等の要件該当性の審査
- 処分の選択

# 法令と改正履歴

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする

## 改正注記

一項...一部改正〔昭和四五年六月法律一〇八号〕、一項...一部改正・二項...削除〔昭和四五年一二月法律一三四号〕、本条...一部改正〔昭和四七年六月法律八四号・平成八年五月三二号・一六年五月五六号・一八年二月五号〕

# 法令データベースと検索

- 電子政府の総合窓口と検索システム
- 民間の事業者による検索システムの提供
- 検索方式
  - 用語検索      andによる絞り込み
    - 限界
  - キーワード化
    - 条文の見出し
    - 判例の要旨
  - 意味論的な絞り込みの可能性